

資金の貸付

1. 掛金の納付期間が1年以上の加入者が生活資金を必要とするときは、共助会から借り入れをすることが可能です。
2. 融資額は、融資を受けようとする加入者がその月に退職した場合に支給される退職共済金額を限度とします。
3. 連帯保証人は不要です。

手続き方法

生活資金貸付金借用申込書（様式第27号）に必要事項を記入の上、共助会事務局へ送付してください。様式中の「使用理由及び使途」は、必ずご記入ください。

融資額	償還期間
30万円以内	24か月以内
50万円以内	48か月以内
70万円以内	60か月以内
100万円以内	96か月以内
200万円以内	144か月以内
300万円以内	192か月以内

留意事項

- 1) 生活資金の貸付利子は、年利2%です。
- 2) 均等払い方式を採用しています。
- 3) 200万円以上の貸付については、退職給付見込額の8割以内を限度額とします。
- 4) 借受人が貸付返済金を所定の期限までに償還しないときは、延滞利子を徴収します。